

千葉県報

号外
令和8年3月23日

主要目次

○ 千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則	一
○ 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	二
○ 特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則	二
○ 千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	二
○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	三
○ 教育委員会規則	三
○ 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	三
○ 人事委員会規則	三
○ 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○ 職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則	四
○ 病院局管理規程	五
○ 千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程	五
○ 告示	七
○ 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示	七

規則

千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第七号

千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年千葉県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

る。

第一条の表特例条例別表第三号上欄中に規定する調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項を削り、同表特例条例別表第六十号上欄中に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項上欄中「別表第六十号上欄ク」を「別表第六十号上欄ム」に改め、同項下欄第二号から第四号までの規定中「受理」の下に「（知事に対する届出の受理に限る。）」を加え、同表特例条例別表第六十一号の二上欄中に規定するマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第八号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十二号の三及び第十二号の四を削り、同表第一百号の二中「容積率」の下に「又は各部分の高さ」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

別表第一一の一のハ中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同表一の二のイの（中「六百八十八万三千円」を「七百八万九千円」に改め、同表二の一のハ中「千三百三十円」を「千三百九十円」に改め、同表三の三のイの表夏季の項及び冬季の項を次のように

改める。

夏季	二万三百円	二万六千円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六千円	七万九百円	八万九千三百円	一万二千三百円

別表第一3の三の口の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏季	六千七百円	八千九百円	一万三千四百円	一万六千三百円	二万五千五百円	二万九百円
冬季	一万七百元	一万四千九百円	二万三千九百円	二万九千八百円	三万九千九百円	三千九百円

別表第一6の一の口中「五万五千五百円」を「五万三千九百円」に改め、同表6の二の口の(イ)中「七十一万七千円」を「七十三万九千円」に改め、同表6の二の口の(ロ)中「三十四万八千円」を「三十五万八千円」に改め、同表8の三の口の(イ)中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同表8の三の口の(ロ)中「五千五百円」を「五千八百円」に改め、同表8の三の口の(ハ)中「六千円」を「六千三百円」に改め、同表9の三中「二十二万六千円」を「二十三万二千二百円」に改め、同表9の三中「十八万八千円」を「十八万五千七百円」に改め、同表10の二の(イ)中「三千六百元」を「三千七百円」に改め、同表10の二の(ロ)中「五千七百円」を「五千九百円」に改め、同表11の二中「十四万円」を「十四万三千九百円」に改める。

別表第二(一)の1のイ中「二万四千九百円」を「二万五千三百円」に改め、同表(一)の1のロ中「一万四千七百円」を「一万五千五百円」に改め、同表(一)の1のハ中「一万四千五百円」を「一万四千五百円」に改め、同表(一)の1のニ中「一万三千四百円」を「一万三千九百円」に改め、同表(一)の1のホ中「一万四千元」を「一万四千五百円」に改め、同表(一)の1のヘ中「二万七千八百円」を「二万九千九百円」に改め、同表(一)の1のト中「二万九千三百円」を「三万二千二百円」に改め、同表(一)の1のチ中「三万五百円」を「三万九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十号

千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

千葉県社会福祉法施行細則(昭和二十七年千葉県規則第五十四号)の一部を次のように

改正する。

別記第十三号様式別紙3の注1中「~~国営無器毒別区簿紙(第12条の5第15項及び第17項から第19項までの範囲に限る。)~~」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県社会福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十一号

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則(令和二年千葉県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第三十条第一項及び」を「及び第二項、第三十条第一項及び第二項並びに」に改める。

第二条第一項中「第三十条第一項」を「第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「第十九条第一項」を「第四項並びに第十九条第一項及び第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十二号

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築基準法施行細則(昭和三十九年千葉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は建築主事」及び「(法第七条の三第一項の規定による検査の申請書及び第九条の二の規定による工事監理者決定等届を除く。以下同じ。)」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年千葉県規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改め、「政令」という。「を削り、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出しを「（除却等の必要性に係る認定申請書に添付する書類）」に改め、同条第一項中「第四十九条第一項第三号」を「第七十六条の二十五第一項第三号」に、「第二百二条第一項」を「第六百六十三条の五十六第一項」に改め、同条第二項中「第二百二条第二項第一号」を「第六百六十三条の五十六第二項第一号」に、「第四十九条第一項」を「第七十六条の二十五第一項」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二百二条第一項」を「第六百六十三条の五十六第一項」に、「除却」を「除却等（同項に規定する除却等をいう。以下同じ。）」に、「第二百五条第一項」を「第六百六十三条の五十九第一項」に改め、「建築」の下に「若しくは更新」を加え、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第二百五条第一項」を「第六百六十三条の五十九第一項」に、「第五十二条第二項」を「第七十六条の三十第二項」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第二百二条第一項」を「第六百六十三条の五十六第一項」に、「第二百五条第一項」を「第六百六十三条の五十九第一項」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第二百二条第一項」を「第六百六十三条の五十六第一項」に、「除却」を「除却等」に、「第二百五条第一項」を「第六百六十三条の五十九第一項」に改め、「建築」の下に

「若しくは更新」を加え、同条を第七条とする。

別記第一号様式中「第五条第一項」を「第四条第一項」に、

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第5条第1項」を

「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第4条第1項」に、

「除却の必要性に係る認定通知書」や「除却等の必要性に係る認定通知書」に改める。

別記第二号様式中「第五条第二項」を「第四条第二項」に、

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第5条第2項」を

「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第4条第2項」に、

「除却の必要性に係る認定通知書」を「除却等の必要性に係る認定通知書」に改める。

別記第三号様式（表面）中「第六条第一項」を「第五条第一項」に、

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第6条第1項」を

「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第5条第1項」に改める。

別記第四号様式中「第六条第二項」を「第五条第二項」に、

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第6条第1項」を

「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第5条第1項」に改める。

別記第五号様式中「第七条」を「第六条」に、「除却の必要性に係る認定申請書」を

「除却等の必要性に係る認定申請書」に、

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第7条」を

「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第6条」に改める。

別記第六号様式中「第八条」を「第七条」に、「除却（建築）を

「築替等（建築・更新）」に、

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第8条」を

「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第7条」に、「除却」を

「除却等」に、「除却の必要性に係る認定通知書」を

「除却等の必要性に係る認定通知書」に改め、「の建築」の次に「又は更新」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会規則

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県教育委員会規則第二号

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会行政組織規則(昭和三十五年千葉県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表教育振興部の項中「教育課程指導室」の下に、「総文祭準備班」を加え、「安全班」を削り、「給食班、高校総体準備班」を「安全班、給食班、高校総体推進室」に改める。

第十九条教育政策課の部中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 千葉県高等学校等教育改革促進基金に関すること。

第二十条学習指導課の部に次の一号を加える。

二十四 全国高等学校総合文化祭に関すること。

第二十条児童生徒安全課の部中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条保健体育課の部中第十三号を第十五号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関すること。

八 教育機関の安全管理の総括に関すること。

第三十九条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第四十二条の表中中附属機関名の項の次に次のように加える。

千葉県産業教育審議会

教育政策課

企画管理部

第四十二条の表中

千葉県産業教育審議会
千葉県教科用図書選定審議会

を

千葉県教科用図書選定審議会

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第五号

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項本庁の目中

健康危機対策監	二種
こども家庭対策監	二種

を「健康危機対策監

二種

」に改

め、同項出先機関の目松戸健康福祉センター 君津健康福祉センターの節中

地域保健課長	四種
監査指導課長	四種

を「

地域保健課長

四種

」に改

め、同目習志野健康福祉センター 市川健康福祉センター 印旛健康福祉センターの節中

地域保健課長	四種
監査指導課長	四種

を「

地域保健課長

四種

」に改

め、同目健康福祉センター(習志野、市川、松戸、印旛、長生及び君津の各健康福祉センターを除く。)の節中

健康生活支援課長	四種
監査指導課長	四種

を「

健康生活支援課長

四種

」に改

め、同目障害者相談センターの節中

次長	四種
管理課長	四種

を「

次長

四種

」に改

め、同目市原テクノスクールの節中「市原テクノスクール」を「市原テクノスクールに改め、同目テクノスクール(市原テクノスクールを除く。)の節中「市原テクノスクール」を「市原及び船橋の各テクノスクール」に改め、同目印旛農業事務所

の節中「印旛農業事務所」を「印旛農業事務所」に改め、同目海匝農業事務所 山武農業事務所の節中

「海匝農業事務所」を「山武農業事務所」に改める。
山武農業事務所」

別表第二 医療職給料表(三)を次のように改める。

医療職給料表(三)		
職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三種	88,300円
6級	四種	69,300円

別表第三千 医療職給料表(三)を次のように改める。

医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三種	75,800円
6級	四種	53,200円

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第六号

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則

職務の級別区分を定める規則(平成二十八年千葉県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

一 職務の級別区分の表1 行政職給料表級別職務区分表知事の事務部局の項本庁の目

中 「健康危機対策監」を「健康危機対策監」に改め、同項出先機関の目習志野健康福祉

センター 市川健康福祉センター 松戸健康福祉センター 印旛健康福祉センター 君津

健康福祉センターの節中 「地域保健課長」を「地域保健課長」に改め、同目健康福祉セン

ター(習志野、市川、松戸、印旛及び君津の各健康福祉センターを除く。)の節中

「健康生活支援課長」を「健康生活支援課長」に改め、同目障害者相談センターの節中

「次長」を「次長」に改め、同目鶴舞看護専門学校の節中「鶴舞看護専門学校」を

「看護専門学校」に、

門学校の節を削り、同目市原テクノスクールの節中「市原テクノスクール」を

「市原テクノスクール」に改め、同目テクノスクール(市原テクノスクールを除く。)

船橋テクノスクール」の節中「市原テクノスクール」を「市原及び船橋の各テクノスクール」に改め、同目印旛

農業事務所の節中「印旛農業事務所」を「印旛農業事務所

海匝農業事務所」に改め、同目海匝農業事務所

を「課長」に改め、同目野田看護専

長 副校長 教務 課長

校長 庶務

副校長 教務 課長

校長 庶務

副校長 教務 課長

校長 庶務

山武農業事務所の節中 「海匝農業事務所」を「山武農業事務所」に改める。

一 職務の級別区分の表2 公安職給料表級別職務区分表警察の項千葉中央警察署 千

葉東警察署 千葉西警察署 千葉南警察署 千葉北警察署 習志野警察署 八千代警察署

船橋警察署 船橋東警察署 鎌ヶ谷警察署 市川警察署 行徳警察署 浦安警察署 松

戸警察署 松戸東警察署 野田警察署 柏警察署 流山警察署 我孫子警察署 四街道警

察署 成田警察署 成田国際空港警察署 印西警察署 香取警察署 銚子警察署 旭警察

署 山武警察署 東金警察署 茂原警察署 勝浦警察署 市原警察署 木更津警察署 君

津警察署 館山警察署の目中「(幹部交番所長)」を「(幹部交番所長)」に、

「幹部交番所長」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

「(課長)」を「(課長)」に、

附則

出先機関	出先機関共通	副技監	主幹	課長 副主幹	主査 (主任保健師) 主任保健師	技師	技師
野田看護専門学校	習志野健康福祉センター 市川健康福祉センター 松戸健康福祉センター 印旛健康福祉センター 君津健康福祉センター		副センター長 支所長 地域保健課長		護師 (主任看護師)		
鶴舞看護専門学校	健康福祉センター(習志野、市川、松戸、印旛及び君津の各健康福祉センターを除く。)		副センター長 健康生活支援課長				
校長	校長	副校長	副校長	准教授	講師	助手	助手

一 職務の級別区分の表8 医療職給料表(三) 級別職務区分表知事の事務部局の項出先機関の目を次のように改める。

障害者相談センター			主任上席 身体障害者福祉司	上席身体 障害者福祉司	身体障害者福祉司	身体障害者福祉司	身体障害者福祉司
			主任上席 知的障害者福祉司	上席知的 障害者福祉司	知的障害者福祉司	知的障害者福祉司	知的障害者福祉司

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和八年三月二十三日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第一号

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局料金規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県がんセンターの項中「一万九千八百円」を「二万三千四百円」に、「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改め、同項特Cの目を削り、同項中「九千九百円」を「一万七千七百円」に、「二千二百円」を「二千六百円」に改める。

別表第三慢性疾患児家族宿泊施設使用料の項中「千円」を「二千二百円」に改める。

附則

この管理規程は、令和八年五月一日から施行する。

告示

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百四十七号

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱（平成十二年千葉県告示第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二号を削り、第二号の二を第二号とし、第二号の三を第二号の二とし、同表第二十九号下欄中「ク」を「ム」に改め、同表第三十号の二を削る。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表中第二号を削り、第二号の二を第二号とし、第二号の三を第二号の二とする改正規定は、公示の日から施行する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八